

情報発信ガイドライン

1 本ガイドラインの目的

インターネットによって情報発信を行うことはもはや必要不可欠といえる。一方で、各種権利侵害を伴うような情報の発信は、その為のトラブル対応による業務効率の低下や、本学の社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。大学のドメインからの情報発信だけに限らず、個人契約 ISP（インターネットサービスプロバイダ）の URL や私的な SNS（Twitter、Facebook など）から個人として情報を発信する場合（私的な情報発信）であっても、大学に籍を置く公人と見なされることが多いので注意が必要である。本ガイドラインは、このようなリスクを軽減し、情報資産を保護し、利用者がインターネットを用いて各種コンテンツや情報を、正確かつ、安心・安全に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、インターネットを用いて情報発信を行う本学構成員を対象とする。

3 学内ネットワークにおける情報発信に係る全般的な注意事項

各種情報を発信する際には、各種法令を遵守することをはじめ、SINET の利用規約や、関連の学内規則を守らなければならない。

また公序良俗に反する行為や社会通念上してはならないことは、情報発信の際にも同様に行わない。

参考として、以下に SINET の加入規程の一部を記載する。全文は SINET のページ

(<http://www.sinet.ad.jp/>) を参照のこと。

第6条（加入にあたっての遵守事項）

加入者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究・教育並びにその支援のための管理業務以外の目的にネットワークを利用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。
- 三 通信の秘密を侵害しないこと。
- 四 ネットワークの運用に支障を及ぼすような利用をしないこと。
- 五 ネットワーク及び接続するコンピュータに対する不正行為等が発生しないように最善の努力を払うこと。
- 六 その他所長が別に定める事項

ネットワークを用いた情報発信には大きなメリットがある反面、様々な危険やリスクを伴うことも承知する。情報発信者の責任として、その意義と危険性についての十分な認識が求められる。ネットワークの世界も現実の世界同様、自己責任の原則によって成り立っていることを忘れない。

(1) 著作権等の知的財産の遵守

他人の知的財産を侵害しない。特に、ウェブページ作成・公開時には著作権侵害が発生しやすいので、十分に注意する。他人がつくった作品には著作権が存在し、自分の作ったコンテンツ以外は原則として許諾なしには掲載しない。

(2) 肖像権・パブリシティ権などの遵守

他人の肖像権・パブリシティ権などを侵害しない。人は各々、人格権的な権利として、肖像権を有すると考えられている。他人の顔が写っている写真等を掲載する際には、「肖像権」に十分注意し、原則、本人の許諾なしに写真を掲載しない。

(3) 他人に迷惑をかけるような情報発信の禁止

ネットワーク上で情報発信する際は、他人に迷惑をかけるような情報を発信しない。

他人に迷惑をかけるような情報としては、

- ア 人を誹謗中傷する内容のもの
- イ 他者のプライバシーを侵害するような情報などがある。

(4) 研究成果や研究途中の情報を掲載する際の注意

研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないか十分留意する。実験等で取得したデータについても同様である。

(5) 企業名やロゴなどの扱い

学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に大学側や相手側と協議する。

(6) 顔写真の掲載によるリスク

自身の肖像写真を掲載する場合にも、顔を露出する際のリスクを十分に考慮する。

(7) その他（公序良俗に反する情報発信の禁止など）

違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信しない。

4 デジタルアーカイブを行う際の注意事項

古典資料などのデジタルアーカイブをネットで公開する際には、各種権利処理が済んでいるかをきちんと確認する。

5 各種利用規程の遵守と目的外利用の禁止

情報発信者は、本ガイドライン以外にも、関連の情報システムやサービスの利用に関する規程や規約を守らなければならない。また本学の定めるネットワーク利用目的や、SINET が定める目的以外の利用をしない。本学の情報設備及び SINET は、教育・研究の推進と職務・支援業務遂行のために提供されている。そのため、情報発信者は、公用と私用の区別を意識して、設置目的にそぐわない情報を公開しないように注意することが求められる。目的外利用の典型は、本学の情報設備を研究目的ではなく、利益を上げる商業目的で利用するというような場合である。

6 システムの安全性の確保

(1) セキュリティの確保

ウェブページを作成するときは、セキュリティの確保に十分注意する。特に OS や各種ソフトウェアなどは修正パッチなどを充て、恒常的に最新の情報を保たなければならない。ページの作成を外部の業者に委託するときも同様である。

(2) CGI に関する注意、SSL/TLS 通信の使用

- ア ウェブページ内で CGI を用いるとセキュリティレベルが下がるため、使用しないことを推奨する。
- イ パスワードや個人情報を入力するページにおいては、必ず SSL/TLS など保護された通信を用いる。

(3) 隠しディレクトリに関する注意

公開すべきでない情報は、たとえ隠しディレクトリであっても決して蔵置しない。

(4) 公開掲示板 (BBS) 等に関する注意

誰でも自由に書き込める公開掲示板 (BBS) などは、様々な権利侵害やトラブルの原因となりやすいので、特別の事情がない限り立ち上げないことが望ましい。もし、研究室サーバや個人のサーバで公開掲示板 (BBS) 等を開設する時には、パスワード等の認証を用いて利用者制限を行うことを推奨する。

(5) 十分なサーバ容量やネットワーク資源の確保

ウェブページを公開するためのサーバを設置する際には、そのマシンやネットワークが十分なアクセスに対応しうるものとする。

7 ウェブページや掲示板の管理者等の責任の及ぶ範囲

「プロバイダ責任制限法」は、ウェブサイトや掲示板の管理者も「特定電気通信役務提供者」と見なしている。これらのコンテンツの管理を行う者は、同法上の責任と義務を負うので十分に注意する。

さらに本学では、自己の管理するサーバやネットワーク内で権利侵害があることが明らかである場合、IT センターは、別途定める書式を用い、可及的速やかにその情報を削除させるかあるいは削除するものとする。

(警告文の例)

<p style="margin: 0;">警 告</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <hr style="width: 30%; margin: 20px auto;"/> <p style="text-align: center; margin: 0;">殿</p> <p style="text-align: right; margin: 20px 0;">関西大学 IT センター</p> <p style="margin: 20px 0;">あなたの開設するウェブページに掲載されている下記の情報の流通により他者への権利侵害が発生していると認められ、加えて被害者自らが被害の回復予防を図ることが諸般の事情を総合考慮して困難と認められますので、直ちに当該情報の送信を防止する措置を講じて下さい。</p> <p style="margin: 0;">〇〇日までに送信防止措置がなされない場合、こちら側でコンテンツを削除させていただきます。</p> <p style="margin: 20px 0;">掲載されている場所： ※URL や情報の特定に必要な情報を記載</p> <p style="margin: 0;">掲載されている情報： ※権利侵害の行われている情報の種類などを記載</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">プライバシーに関わる情報の掲載</p> <p style="margin: 0; padding-left: 40px;">他人の知的財産権の侵害など</p>

8 ソーシャルメディアからの情報発信の際の留意点

プロフィールに大学に在籍していることを公開している場合、また公開していなくても検索によってそれが判明する場合には、本学の信用を損なうことのないよう、学内からの情報発信と同等の注意を要する必要がある。また、発言内容から本学に在籍していることを特定されてしまうこともある。

9 本ガイドラインに関する相談窓口

ウェブ管理者は、緊急時の対応及び本ガイドラインの内容を超えた対応が必要とされる場合には、ITセンターに報告・相談し、指示を受ける。

附 則

- 1 このガイドラインは、2019年11月6日から施行する。